

宿泊事業者への衛生対策緊急支援金に関する Q&A

Q1 どのような事業者が支援金を申請できるのか？

〔A〕

支援金を申請できる事業者は、

- (1)旅館業法(第2条第1項)に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く)
- (2)住宅宿泊事業法(第2条第3項)に規定する住宅宿泊事業(いわゆる民泊)

のいずれかの事業者で、福岡市宿泊税条例(第12条)の規定に基づき納入申告書を市に提出している者となります。(上記の場合、個人・法人を問わず支援金の対象となります。)

Q2 レジャーホテル(ラブホテル)の場合も対象になるのか？

〔A〕

レジャーホテルを含む旅館業の宿泊事業者は、納入申告書を提出している場合、支援金の対象となります。

Q3 支援金の額はどのように計算するのか？

〔A〕

支援金の額については、対象経費(Q4参照)の5分の4相当で、1事業者あたり5施設分まで申請することが可能です。

なお、客室数に応じて、下表のとおり1施設あたり上限額を50万円までとしております。

＜支援額の上限＞

1施設あたりの客室数	1施設あたりの上限額
1～5室	10万円
6～10室	20万円
11室～	50万円

＜適用例＞

1事業者が、Aホテル(客室数：50室)及びBホテル(客室数：10室)において、支援金の対象事業を行った場合

区 分	実際の経費	支援額(支給額)
Aホテル(50室)	70万円	70万円×4/5=56万円(50万円)
Bホテル(10室)	30万円	30万円×4/5=24万円(20万円)
計	100万円	70万円(支給額の計)

Q4 支援金の対象となる経費には、どのようなものがあるのか？

〔A〕

対象経費については、原則、支援対象期間中(令和2年12月28日～令和3年2月28日)に、市内の宿泊施設で実施された消毒・除菌対応などの衛生対策に要した

(1)消耗品購入費 (2)備品購入費, レンタル料 (3)委託料 他

の費用となります。

＜対象経費の例＞

区 分	対 象 例
①消耗品購入費	マスク, アルコール消毒液, 次亜塩素酸ナトリウム消毒液, 石けん, ペーパータオル, 除菌シート, ビニール手袋, ビニールエプロン, マスクケース, 使い捨てトンガ, うがい薬・紙コップ, 消毒用具 など
②備品購入費, レンタル料	体温計, 除菌マット, 空気清浄機, サーキュレーター, サーモグラフィー, 飛沫防止用アクリル板, フェイスガード, フードカバー, トング, 衛生用のユニフォーム追加 など
③委託料 他	客室や共用部(ロビー等)の消毒や抗菌・抗ウイルス処理, 寝具等の消毒業務, エアコン等の洗浄・除菌業務, 感染拡大防止や安全対策の周知に係るもの, 衛生対策関連の研修受講 など

※上記の他、対象の該当・非該当について、ご不明な点は、福岡市宿泊事業者支援事務センターまでお問い合わせください。

電話番号：092-451-3033 又は 092-451-3027

受付時間：平日 10：00～17：00

Q5 申請受付開始前の令和2年12月末に購入し支払った消耗品でも対象となるのか？ **【更新】**

〔A〕

令和3年1月21日(木)から支援金の申請受付を行っておりますが、申請にあたっては、支援対象期間中(令和2年12月28日～令和3年2月28日)の消毒・除菌対応等の経費について、さかのぼって申請することも可能です。

＜スケジュール(イメージ)＞

R2.12月

R3.1月

2月

12/28 → → → この間に発生した経費が支援金の対象 → → → 2/28

◆申請受付開始(1/21) → → → → →

◆支援金の支給開始 → → →

Q6 支援対象期間の前や後に支払った経費は対象外なのか？

〔A〕

本支援事業については、市内の宿泊施設が、令和2年12月28日から令和3年2月28日までの間(支援対象期間)に実施した消毒・除菌対応等の安全対策強化のために支払った経費を支援するものとなっております。

Q7 本社等でとりまとめて対象経費を支払っている場合はどうなるのか？

〔A〕

要件等に該当する場合には、申請可能です。

ただし、申請手続きの際に、支援対象となる市内宿泊施設の経費に相当する額を証明できる書類(該当施設の経費に係る伝票等)をあわせてお示しいただくこととなります。

Q8 宿泊施設で使用するマスクを従業員が個人名義で購入したが、支援の対象となるのか？

〔A〕

領収書等の名義が事業者名である場合に限り、支援の対象となります。

Q9 休業中や廃業の場合も支援の対象となるのか？

〔A〕

支援対象期間中(令和2年12月28日～令和3年2月28日)の経費であれば、臨時休業中の経費も対象となります。

なお、廃業した施設や対象期間中に開業していない施設については、支援金の対象外としております。

Q10 いつから、どのように申請すればよいのか？手続きに必要なものは何か？ **【更新】**

〔A〕

申請については、令和3年1月21日(木)から3月15日(月)まで受け付けます。

原則、電子申請(URL：<https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity-hotel2/>)による受付で、手続きにあたっては、以下の資料(内容)等が必要となりますので、あらかじめご準備をお願いします。

(1)事業者番号	福岡市から送付している「宿泊税事業者番号・施設番号通知書」に記載された「事業者番号」
(2)経費を確認できる領収書	宿泊施設における安全対策強化の実績(完了)が確認できる「領収書」、「納品書」、「証明書」等
(3)経費に係る発注書	令和2年12月28日から令和3年2月28日までに発注し、3月1日以降に支払いをした場合に必要
(4)宣誓書	オンライン申請の場合、様式をダウンロードしご記入ください。

Q11 支援金の要件の1つに「宿泊税の納入申告書を提出していること」とあるが、どのように確認すればよいか？ **【更新】**

〔A〕

宿泊税の納入申告書については、各月の初日から末日までの間の宿泊税について、原則翌月の末までに、宿泊施設毎に「宿泊税月計表」を添付し、提出しなければならないものです。

納入申告書の提出状況が分からない場合は、税務部資産課税課へ宿泊税の「事業者番号」、「施設番号」をお伝えの上、ご確認をお願いします。

税務部資産課税課宿泊税係(納入申告書の担当) TEL：092-711-4541(直通)

Q12 宿泊税の納入申告書を提出していない月があるが、支援金は受けられるのか？ **【更新】**

〔A〕

納入申告書を提出していない月がある場合は、支援金は受けられません。

まずは、すみやかに申告納入期限が到来している納入申告書の提出をお願いします。納入申告書の提出状況が分からない場合は税務部資産課税課へ宿泊税の「事業者番号」、「施設番号」をお伝えの上、ご確認ください。

その上で、お手数ですが、福岡市宿泊事業者支援事務センターにご相談をお願いします。

税務部資産課税課宿泊税係(納入申告書の担当) TEL：092-711-4541(直通)